

社会福祉法人清和会 役員等の報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人清和会(以下「本会」という。)の役員及び評議員の選任・解任委員並びに評議員の報酬並びに費用について定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において役員とは、本会の理事及び監事をいい、評議員の選任・解任委員並びに評議員を併せて役員等という。

(報酬)

第3条 定款第23条における理事及び監事の報酬の総額は150万円を限度とする。

2 この規程において、報酬とは以下の各号により支給される金銭をいう。

- (1) 非常勤役員に支給する理事会、評議員会、評議員の選任・解任委員会、監事の会議出席に対する報酬は別表1のとおり支給する。理事長および理事または評議員が業務を行った場合並びに監事が監査及び指導を行った場合の報酬は別表2のとおり支給する。ただし、嘱託職員を兼ねる役員については報酬を支給しない。
- (2) 本会から役員等に対し出張を依頼する際、別に定める役員等旅費規程に基づき支給する日当。

(費用)

第4条 役員等の職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費及び手数料等の経費は、費用として報酬等と明確に区分しなければならない。

- (1) 嘱託職員を兼ねる理事については、理事の職務遂行のため出張する場合にはこの規程に基づき支給する。

(報酬の支給と控除)

第5条 報酬の支給は、職務の発生日に支給する。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(講師謝金)

第7条 役員等が、本会が行う講習会、研修会、シンポジウムなどの講師、又は原稿執筆を依頼されたときは、別表3に定める講師及び原稿執筆謝金に基づき、講師謝

金又は執筆謝金を支給する。

(出張時の日当)

第8条 本会が役員等に対して出張を依頼するときは、別に定める役員等旅費規程に基づき支給する。

(費用の支払い)

第9条 本会は、役員等がその職務の遂行にあたって負担する費用を支払うことができる。

(公表)

第10条 本会は、この規程をもって、法第59条の2に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第12条 この規程の実施に際し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成29年6月22日から施行する。

附則

この規程は、令和2年6月19日から施行する。

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表 1 (会議出席報酬)

名 称	報 酬	交通費等
理事会出席報酬等	8,000円/回	実費
評議員会出席報酬等	8,000円/回	実費
評議員選任・解任委員会	8,000円/回	実費

別表 2 (業務報酬)

名 称	報 酬	交通費等
理事長業務報酬等	1,500円/時間	実費
理事及び評議員業務報酬等	8,000円/日	実費
監事監査指導報酬	15,000円/日	実費

別表 3

講 師	講義単位	報 酬	交通費等
役員等	90分	10,000円	実費
外部講師(他法人等)	90分	20,000円	実費
外部講師(弁護士・医師・ 大学教授等)	90分	30,000円	実費

※ 実費の積算については、自宅から会議場所までの公共交通機関を利用した場合は全額、公共交通機関が未整備の場合は自動車での走行距離1キロ当たり30円を乗じた金額とする。